

『国富論』における土地所有（上）

鈴木 亮

はじめに

アダム・スミスの地代論を検討¹⁾していくなかで、わたくしは、『国富論』体系における土地所有の問題の重要性にあらためて気づいた。しかしこれまでのスミス研究は、この問題に必ずしも十分な注意をはらってはいなかったように思われるのである²⁾。

土地所有の問題とは、一般的には資本蓄積と土地所有形態との関連の問題であるが、そのもっとも基本的な問題部分が農業における資本蓄積＝農業生産力と土地所有形態との関連の問題であることは、いうまでもないであろう。したがってこの問題は、資本主義のもとでの土地所有関係の原理的解明たる地代論、資本主義国民経済における農業の位置づけ、種々の土地所有形態の歴史的性格とその資本蓄積にたいする制約性と適合性を検討する歴史論、資本蓄積に適合的な土地所有形態への改変を検討する政策論、といった諸側面をふくむものである。『国富論』体系における土地所有の問題とは、これらの諸側面をスミスがどうとりあつかっていたかを統一的に理解する、という問題にほかならない。

ところで、『国富論』のなかで、それらの諸側面にかんする比較的まとまったスミスの叙述は、地代論については第一篇第十一章、農業の位置づけについては第二篇第五章、歴史論については第三篇全体、政策論については第四篇の穀物諸法批判の諸章と第五篇の租税政策を論じた第二章のなかに見出される。そこで本稿では、それらの部分を、それらが『国富論』体系に占める位置にたえず注意をはらいながら整理をすることを通じて、土地所有の問題についてのスミスの考えを統一的に理解する

ことにつとめてみたい。ただしそのばあい、最初に述べたように、地代については別の機会に検討をおこなっているの、ここでは、それを前提して議論をすすめることにする。

1

資本蓄積にたいする土地所有のあり方の問題が『国富論』のなかではじめてでてくるのは、第三篇第一章「富裕の自然的進歩について」においてである。この章は、すぐまえの第二篇第五章で展開されている資本投下の自然的順序論、すなわち国民経済における産業諸部門の位置づけの理論を直接にうけ、それを分業の発展という契機をいれて歴史理論にくみなおした章である。したがってこの二つの章は、一体として読むべきものであり、まず第二篇第五章におけるスミスの理論展開からみていくことにしよう。

周知のように、スミスは、それまでの諸章において、一国が豊かになるためには、労働力人口のうちできるだけ多くの部分を生産的労働にふりむけ、それらの労働の生産力をひきあげることが肝要であるとし、そのためには節約によって資本を蓄積しなければならぬ、と説いていた。この第五章において、スミスは、さらに一步具体的に論をすすめて、資本を生産的労働の雇用にふりむけるといっても、国民経済にはさまざまな部門があって、それらが素材的重要度と資本の効率の点で同一でないとするれば、それらの部門にどのように資本を配分投下するのが一国にとってもっとも有益であろうか、を問題にしているのである。したがって、ここではじめて国民経済における農業の位置が問題になってくる。

スミスは、まず素材的な視点から、国民経済の諸部門を粗生産物生産部門（農業、鉱業、漁業）、製造部門、輸送部門（卸売商業）、需要者への分配部門（小売商業）の四部門にわけ、いずれも国民経済にとって不可欠なものであるとする。しかし、これら四部門は、いずれも国民経済にとって不可欠なものではあるが、食料と原料を生産する粗生産物生産部門が他の三部門の前提であり、これと製造部門が残りの流通二部門の前提であり、最後の需

1) これは、「アダム・スミスの地代論にかんする覚書」として佐賀大学教養部『研究紀要』第4巻(1972)に発表。

2) もちろんスミス地代論や農業論を論じたものは、多かれ少なかれ土地所有の問題にふれてはいる。しかし、『国富論』体系における土地所有の問題、あるいは蓄積論との関連での土地所有の問題をとりあげたものは、みあたらない。

要者への分配部門は他のすべてを前提する、という意味では、おのずから重要度の序列がある。スミスは、このように考え、つぎに粗生産物生産部門をその中心的業種たる農業に代表させて、うえの四部門を農業、製造業、卸売商業、小売商業の四部門におきかえ、資本の効率の視点からの検討にうつるのである。

資本の効率の視点でスミスが問題にするのは、いうまでもなく単位当り資本の生産的労働の雇用量と労働の価値生産性の二点である。したがってこの二点で、農業、製造業、卸売商業、小売商業の四部門を、スミスは、つぎのように比較するのである。まず小売商人の資本は、雇用する唯一の生産的労働者は小売商人自身であって、かれが商品につけくわえる価値はかれの利潤だけである。卸売商人の資本は、水夫や仲継業者を使用するから、自分の利潤のほかにかれらの賃金分だけ商品価値を増大させる。親方製造業者の資本は、卸売商人よりも多くの職人を使用するから、自分自身の利潤のほかにこれらの職人たちの賃金分だけ商品価値を増大させる。最後に農業者の資本は、使用人のほかに役畜までも活動させるからもっとも多くの生産的労働を雇用することになり、しかも自分の利潤と使用人の賃金のほかに地主の地代をも生産するから価値生産性ももっとも高い。したがって資本の効率は、農業がもっとも大きく、製造業、卸売商業、小売商業の順で小さくなる³⁾。

さて、これまでみてきたことからあきらかなように、スミスは、素材的重要度の点でも、資本の効率の点でも、これら四部門の国民経済における位置は、農業、製造業、卸売商業、小売商業の順になる、と考えるのである。なおスミスは、必要資本が小額で効率も低いからだろうか、途中から小売商業を無視し、かわりに卸売商業を国内商業、消費外国貿易、仲継商業の三部門に細分し、さきの四部門を農業、製造業、国内商業、消費外国貿易、仲継商業の五部門におきかえているが、問題の実質は変わらない。つまり、それらの部門間にさきにみたような順位があるとすれば、「どこの国でも、同一の資本が活動させる生産的労働の量と、それがその国の土地と労働の年々の生産物につけくわえる価値とは」⁴⁾それが農業、製

造業、国内商業、消費外国貿易、仲継商業に使用される比率のちがいにおうじて、大きくも小さくもなるだろう、ということなのである。したがって、まず農業に多くの資本が投下され、そこからあふれた資本がつぎに製造業に投下され、さらにあふれたものが国内商業へ……と順次投下されていくことが一国の総資本の効率を最大にし、もっとも急速に富裕化をすすめることになるはずである。ところが現実にはそうになっていない。スミスは、それをつぎのように問題にするのである。

「自分自身の私的な利潤についての考慮が、ある資本の所有者がその資本を、農業に使用するか製造業に使用するか、卸売商または小売商業のある特定部門に使用するかを決定するさいの、唯一の動機である。……したがって、農業がすべての業務のなかでもっとも利潤が多く、農業経営と改良がすばらしい財産へのもっとも直接的な道である国々においては、諸個人の資本は、自然に、全社会にとってもっとも有利なやり方で使用されるであろう。けれども、農業の利潤は、ヨーロッパのどの部分においても、他の業務のそれに優越しているようには思われない。」⁵⁾

この引用は、第五章の最後のパラグラフからのものであるが、みられるとおり、スミスは、ヨーロッパ[イギリスをふくむ]において資本投下が自然的順序でおこなわれないのは、農業が有利な投資対象になっていないからだとしているのである。それでは、なぜヨーロッパでは農業が有利な投資対象になっていないのだろうか？さしあたりスミスは、その理由を、農村よりも都市の諸営業を有利ならしめているヨーロッパの諸政策にもとめ、それらの説明こそ第三篇と第四篇の主題だとして、第五章を終えているのである。そこでつぎに、第三篇第一章で、以上みてきた資本投下の自然的順序の理論＝国民経済における産業諸部門の位置づけの理論を、どのように歴史理論にくみなおして政策批判の基礎理論たらしめているか、をみることにしよう。

本節の最初にふれたように、資本投下の自然的順序の理論を歴史理論にくみなおすさいにスミスがあらたに導入する視点は、社会的分業の発展という視点である。第三篇第一章は、「すべての文明社会の大きな商業は、都市の住民と農村の住民とのあいだで営まれるそれであ

と略記する。水田洋訳『国富論』(河出書房刊『世界の大思想』14 および15)〈上〉312ページ。大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富』(岩波文庫) 404ページ。

5) Ibid., pp. 70-71. 水田訳, 〈上〉, 317-318ページ。大内・松川訳, 416-417ページ。

3) 本稿では、スミスの議論にふくまれる理論上の誤りをいちいち論評しない。本稿の目的は、スミスの議論展開の筋をたどることを通じて、土地所有の問題にかんするスミスの態度をさぐりだすことである。

4) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, *The Works of Adam Smith*, by Dugald Stewart, Reprint of the edition 1811-1812, Vol. 3, p. 59. なお以下 W.O.N.

る。』⁶⁾ という文章ではじまっている。つまり「農村は都市に、生活資料と製造業の材料とを提供する。都市は、製造品の一部を農村の住民に送り返すことにより、この供給にむくいる」⁷⁾ といった相互互惠的分業こそ、社会的分業のもっとも基本的なものである、とスミスは考えているのである。

そのばあい、さらに重要なのは、こうした分業関係が発生し成長していく過程についてのスミスの説明である。その説明をおこなうにあたって、スミスは、つぎの三つの命題を用いている。第一は、「生活資料は、ものごとの本性上、便宜品や奢侈品に先だつものであるから」⁸⁾ 農業は製造業に先だたなければならない、ということであり、第二は、「都市の生活資料を構成するのは、農村の剰余生産物のみ」⁹⁾ であるから、都市の拡大は、農村の剰余生産物量の増大に比例する、ということであり、そして最後は、「土地に資本を使用する人はその資本を〔製造業や外国貿易におけるよりも〕よく自分の監督と支配のもとにおく」¹⁰⁾ し貿易商人のそれのように事故にあうこともないからもっとも安全であって、しかも田園生活は魅力に満ちているから、人間の諸制度の妨げがなければ、〔利潤がほぼ同じになるから〕資本はまず農業にむかっていく、ということである。要するに、人間の自然的諸性向にまかせておいて制度や政策で妨げることがなければ、まず資本は農業にむかっていき、農業生産力が上昇して剰余が発生すると農工分離が生じて製造業が独立し、製造業の発展がさらに農業生産力の上昇に反作用していく、とスミスは、このようにして富裕が自然に進んでいく、と考えたのである。

ところでスミスは、製造業が独立してくると自然に都市が発生してくるとして、つぎのようにそのようすを描いている。

「実際、若干の手工業者の助力なしには、土地の耕作はおこなわれなくても、ひじょうな不便と不断の中絶をとまなう。鍛冶屋、大工、車輪製造工、犁製造工、石工、煉瓦積工、なめし皮工、靴製造工、仕立工は農業者がその奉仕を

しばしば必要とする人々である。……そしてかれらの住居は、農業者の住居のように必ずしも決まった地点にしばられないから、おのずからかれらはお互いの近隣に定着し、こうして小さな都市あるいは村を形成する。やがて肉屋や酒屋やパン屋が……かれらにくわわる……。』¹¹⁾

みられるとおり、農工分離により都市は自然に発生してくるのである。しかしこの都市の自然な成長は、さきにあげた第二の命題により農村の剰余に、つまり農業生産力に比例する。「かれらが農村の住民に売る完成品の量は、かれらの買う原料と食料品との量を必然的に規制する。それゆえかれらの業務も生活資料も、完成品にたいする農村からの需要の増大に比例してしか、増大しえない。そしてこの需要は、改良と耕作の拡大に比例してのみ増大しうるのである。それゆえ、人間の諸制度が決してものごとの自然の行程をみださなかったならば、諸都市の富裕の進歩とそれらの増大とは、すべての政治的社会において、領土あるいは農村の改良と耕作との帰結として、かつそれに比例して生じたであろう。』¹²⁾ 要するに、都市の成長は農業生産力に規定されるのが自然だ、とされているのである。ところが、農村と都市のそうした自然な関係がくずれるばあいがおこる、とスミスは考える。スミスの説明はつぎのとおりである。

「未耕地をいまなお容易な条件で入手しうるわれわれの北アメリカ植民地では、……手工業者が、近隣の農村に供給するために自分の事業を営むのに必要なよりも少し多い資財を獲得すれば、北アメリカでは、かれはそれでもっと遠隔地に販売するための製造業を樹立しようとはしないで、それを未耕地の購買と耕作とに使用する。』

「その逆に、未耕地がないか、あるいは容易な条件で入手しえない国々においては、近隣でのときおりのかせぎに使用しうるよりも多くの資財を獲得した手工業はすべて、仕事をもっと遠隔地への販売に適するようにとのえることにつとめる。』¹³⁾

みられるとおり、農村と都市とのあいだの自然な関係を破壊するものとしてスミスがあげているのは、土地問題である。土地不足こそ農業への資本の流入を妨げ、製造業を遠隔地むけに変質させて「富裕の自然的進歩」のコースをふみはずさせるものだ、としていたのである。

6) *Ibid.*, p. 73. 水田訳, 〈上〉, 319 ページ。大内・松川訳, (二), 419 ページ。

7) *Ibid.*, p. 73 水田訳, 〈上〉, 319 ページ。大内・松川訳, (二), 419 ページ。

8) *Ibid.*, p. 75. 水田訳, 〈上〉, 320 ページ。大内・松川訳, (二), 421 ページ。

9) *Ibid.*, p. 75 水田訳, 〈上〉, 320 ページ。大内・松川訳, (二) 421 ページ。

10) *Ibid.*, p. 76. 水田訳, 〈上〉, 320 ページ。大内・松川訳, (二), 422 ページ。

11) *Ibid.*, p. 77. 水田訳, 〈上〉, 321 ページ。大内・松川訳, (二), 423 ページ。

12) *Ibid.*, pp. 77-78. 水田訳, 〈上〉, 321 ページ。大内・松川訳, (二), 424 ページ。

13) *Ibid.*, pp. 78-79. 水田訳, 〈上〉, 321 ページ。大内・松川訳, (二), 424-425 ページ。

土地不足の問題は、土地所有の問題である。そしてこの土地所有のあり方こそ、スミスが「農業社会」以後の統治形態を考えるにあたって、もっとも重視していたものであった¹⁴⁾。「富裕の自然的進歩」に比して“転倒”しているヨーロッパの歩みについて、スミスがつぎのようにいうとき、その「最初の統治の性質」とは封建的大土地所有制であり、それが導入した「生活様式や慣習」とは長子相続制などの永久所有権などであることは、次節において詳細にみることになるであろう。“転倒”したヨーロッパの歩みについてのスミスの言葉とは、つぎのとおりである。

「それらの国の最初の統治の性質が導入し、その統治がはなはだしく変化させられたのちに残った生活様式や慣習が、必然的に、この不自然で逆行的な秩序のなかにそれらの諸国をおしこめたのである。」¹⁵⁾

2

これまでの叙述から、「富裕の自然的進歩」とは、農業生産力の上昇→農工分離=農工間交換の発展という過程を内容とするものであることがあきらかであろう。農工分離はスミスによれば、農村と都市という居住形態をとる。そしてそれらは、都市の成長が農村の生産力に規定されると同時に、都市の成長が逆に農村の生産力の上昇をうながす、といった相互作用と相互規定の関係をもつものであった。土地不足により製造業が遠隔地むけに変質肥大化して、いわゆる“転倒”が生ずるのも、農業生産力の上昇→農工分離の過程があるていど進んだうえでのことなのである。しかも都市が農村の生産力の規定をはなれて“転倒”が生じたあとも、農村と都市との相互関係は、ゆがみをもちながらも存続していくのである。第三篇第二章以下の章別構成は、スミスの以上のような論理に規定されて、まず農村が、ついで都市が、最後に都市の農村への影響が考察される、という順序をとっている。以下その順でスミスの考察をたどっていこう。

農村 スミスは、まず封建的大土地所有制の成立を説明することからはじめている。これは、スミスが土地不足の原因として土地独占、つまり大土地所有制を考えているからであり、大土地所有制の歴史的起源を封建的大土

地所有制にもとめているからである。

スミスによれば、ヨーロッパにおける封建的大土地所有制は、ゲルマン民族やスキタイ民族がローマ帝国西部の諸属州を侵略し、ふるくからの住民の「都市と農村のあいだの商業を中断」して混乱をまねき、そのあいだにそれらの民族の首長らが「それらの国の土地の大部分を自分のものに獲得ないし横領」して独占したところに成立したものである。しかも「あの混乱した時代においては、すべての大地主は一種の君主であった。かれの借地人は、かれの臣民であった」¹⁶⁾から、土地は生存の手段であるだけではなく権力と保護の手段と考えられ、土地を分割することは、権力と保護を弱めるものだ、と考えられた。こうして長子相続制や限嗣相続制が導入され、大土地所有制は永続的なものになった。スミスは、封建的大土地所有制の成立と存続を以上のように説明するのである。

ついでスミスは、以上のようにして成立してきた封建的大土地所有者の階級は、領土の拡大や防衛にいそがしく、農業改良のための時間も能力ももちあわせないから「大改良家」ではありえない、という。それでは、直接耕作者はどうであろうか？スミスは、封建的大土地所有制のもとでの直接耕作者は、任意解除借地人 *tenants at will* であって、これは、古典古代の奴隷制よりもゆるやかな奴隷制である、という。「かれらは、主人によりもいっそう直接に土地に属している、と考えられていた。……しかしながら、かれらは財産を取得することができなかった。」¹⁷⁾したがってかれらには、生産にたいする刺激がなく、改良はほとんど期待されないのである。

ところが、以上の任意解除借地人にかわってしだいに分益借地人 *metayers* があらわれる、とスミスはいう。スミスによれば、分益借地人は、一種の農業者であって、主権者と大領主の対立の結果、大領主の力をおとろえさせ、隷農の地位を上昇させたことから生じてきたものである。したがって分益借地人は、本質的に奴隷と異なる自由人であって、種子、家畜および農耕用具などは地主のものを使用したか、生産物は「資財を維持するのに必要だと判断されたものを除外したのち、土地所有者と農業者のあいだで等分された」¹⁸⁾のである。こうして分益借

14) この点は『グラスゴウ大学講義』によくあらわれている。cf. A. Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue, and Arms*, ed. by Edwin Canan. 1896. とくに Part I の Division I, Division III.

15) *W. o. N., Works*, Vol. 3, pp. 80-81. 水田訳, 〈上〉, 322 ページ。大内・松川訳, (二), 427 ページ。

16) 以上の引用はすべて *W. o. N., Works*, Vol. 3, pp. 81-82. 水田訳, 〈上〉, 323 ページ。大内・松川訳, (二), 428-429 ページ。

17) *Ibid.*, p. 87. 水田訳, 〈上〉, 326 ページ。大内・松川訳, (二), 435 ページ。

18) *Ibid.*, p. 90. 水田訳, 〈上〉, 327-328 ページ。大内・松川訳, (二), 439 ページ。

地人は、生産への刺激をもつが、自分の資本を地主のそれにつけくわえて投下する誘因をもたない—生産物は折半であって利潤が保証されないから—という点でつぎの本来的農業者 *farmers properly so called* とは異る、とされるのである。

この分益借地人のあとにあらわれる本来的農業者とは、「地主に一定の地代を支払いながら、自分の資財で土地を耕作」¹⁹⁾ するものである。スミスによれば、この農業者が自分の資本を農場の改良に投下することに利益を感じようになるためには、借地権の安全と投下した資本の回収が十分に可能であるような長期の借地契約とが実現していなければならない。スミスは、これら二つの条件がすでにイギリスでは成立しているとして、つぎのように述べているのである。「イングランドでは、[借地占有回収訴訟法(ヘンリ七世)以来]借地人の安全は土地所有者のそれと等しい。……そのうえ年40シリングの価値の終身借地権は、自由土地保有権であり、借地権者に国会議員の選挙権をあたえているし、また独立自営農民の大部分もこの種の自由保有権をもっているから、このことがかれらにあたえる政治的重要性のゆえに、この階層全体がかれらの地主にとって尊敬すべきものとなる。」²⁰⁾ また「もっとも長期の借地権を、あらゆる種類の継承者にたいして保護する法律は、わたくしの知るかぎり、グレート・ブリテンに特有である。」²¹⁾

ところで、以上みてきたような任意解除借地人から本来的農業者への直接耕作者の変化は、封建領主のたんなる地主への変質をともなっている。つまり封建的大土地所有制は解体するけれども、土地独占としての大土地所有制は、いわゆる近代的地主による所有として存続しつづけているわけである。それゆえ独立自営農民をふくむ大多数の農民は、いぜんとして借地人であって土地所有者ではない²²⁾。だからこそスミスは、第二章の末尾において、地代分を資本に転化しうる土地所有者による農業こそ改良の速度がもっともはやい、としていたのである。「小土地所有者については富裕で大きな農業者が、あら

ゆる国において主要な改良者である。おそらく、ヨーロッパの他のいかなる王国にもまして、イングランドには、このようなものが多くいる」²³⁾ という有名な文章は、たしかにスミスが原蓄の意義を理解しえなかったことを示すが、同時にそれは、当時のイギリスの地主制の重みについてのスミスの認識を示すものでもあろう。その点についてはまたあとでふれるとして、つぎにスミスの都市についての考察をみることにしよう。

都市 スミスによれば、封建都市は、奴隸的状态の行商人や旅商人や機械工などが集って住みはじめたところから出発する。かれらはやがて、国王や大領主に人頭税を支払って通行税、橋税、露天税などの免除特権をあたえられ、自由商人とよばれるようになった。この人頭税の徴収は、徴税請負人によっておこなわれたが、この徴税請負は、やがて個人から都市自体にあたえられるようになり、したがって免税特権も都市自体にあたえられるようになって自由都市が誕生する。この自由都市は、それ自体の参事会、行政権、司法権、防衛権をもつ、いわば一種の「独立共和国」であるが、こうした自由都市の存在を国王が認めたのは、国王が大領主と勢力を争い、都市民は大領主から収奪されていたから、大領主は国王と都市民の共通の敵であって、都市民の安全と独立をはかることは、国王の利益でもあったからである。こうして「秩序と善政、そしてそれらとともに個人の自由と安全とが、このようにして諸都市において、農村の土地占有者があらゆる種類の暴力にさらされているときに確立された。」²⁴⁾

スミスは、自由都市の成立を以上のように説明して、さらにつぎのように問題をすすめる。すなわち、掠奪の不安にさらされている農村の土地占有者たちは、必要な生活資料以上のものをもととしないだろうから、生活必需品以上の便宜品や趣味品をめざす産業は、まず都市において確立された。しかも「農村の住民のうちの勤勉な部分の手に蓄積されたいかなる資財も……都市に避難するのが当然であった。」²⁵⁾ こうして自由都市は遠隔地商業と結びついた。そして、遠隔地商業と結びついた都市は、まず上質の製造品や奢侈品を輸入して大土地所有者の虚栄心を満足させ、ついでこうして導入した上質品

19) *Ibid.*, p. 92. 水田訳, 〈上〉, 329 ページ。大内・松川訳, (二), 442-443 ページ。

20) *Ibid.*, pp. 93-94. 水田訳, 〈上〉, 329-330 ページ。大内・松川訳, (二), 444 ページ。

21) *Ibid.*, p. 94. 水田訳, 〈上〉, 330 ページ, 大内・松川訳, (二), 445 ページ。

22) 18世紀の後半に、大地主とジェントリ(中地主)とで全耕地の $\frac{3}{4}$ 前後を所有していたという。cf. G. E. Mingay, *English Landed Society in the Eighteenth Century*, 1963. pp. 19-26.

23) *W. o. N., Works*, Vol. 3, p. 98. 水田訳, 〈上〉, 332 ページ。大内・松川訳, (二), 450 ページ。

24) *Ibid.*, p. 109. 水田訳, 〈上〉, 337 ページ。大内・松川訳, (二), 46 ページ。

25) *Ibid.*, p. 109-110. 水田訳, 〈上〉, 338 ページ。大内・松川訳, (二), 465 ページ。

にたいする趣味が一般的になってかなりの需要をひきおこすようになったとき、その都市の商人たちは「輸送費を節約するために」²⁶⁾ 自国に同種の上質品製造業を建設した。西ヨーロッパにおける遠隔地販売むけ製造業は、このようにして発生した、と。

ところでスミスは、この遠隔地販売むけ製造業には、その資本の系譜の点で二つのものが識別される、という。第一のものは、スミスが外国商業の子孫とよぶもので、同種の外国商業を模倣して「特定の商人および企業家の資財の……乱暴な運用によって導入された」²⁷⁾ ものである。たとえば、昔のフランドルやイングランドの上質の毛織物製造業、リヨンやスピタル＝フィールズの絹織物製造業がそれである。第二のものは、「家庭用の質のわるい製造業がしだいに洗練されることにより成長した」²⁸⁾ もので、スミスは、これを農業の子孫とよぶ。「自然的に肥沃で耕作の容易な内陸の国は、その耕作者たちの維持のために必要なものをこえて、食料品の多量の剰余を生みだすのであって、陸上輸送の費用と河川航行の不便とのために、この剰余を国外に送るのが困難なことがしばしばありうる。そこで豊富が食料品をやすくし、多数の職人をさそってその近隣に定住させ[る]……そして土地の肥沃度が製造業を生みだしたのに対応して、製造業の進歩は土地に反作用し、なおいっそうの肥沃度を増加させる。製造業者は、はじめその近隣に供給し、のちにはかれらの仕事が改良され、洗練されるにつれて、もっと遠い市場に供給する。……このように、リーズ、ハリファクス、シェフィールド、バーミンガムおよびウルヴァハンプトンの諸製造業は、自然に、いわば自分たちの力で成長した。こういう製造業は農業の子孫である。」²⁹⁾ みられるとおりの第二の製造業は、農業生産力の上昇の結果であって、第一の製造業とは資本の系譜を異にするが、しかしこの農業生産力の上昇そのものは、自由都市の農村への影響による封建的大土地所有制の解体の結果である、とスミスは考えているのである。

都市の農村への影響 スミスは、つぎの三つの点で都市が農村の改良に貢献した、とする。第一は、農産物にたいする大きな市場となることによって、第二は、商人が

土地を買って地主になり、土地改良をおこなう—この型の地主は最良の改良家だ、とスミスはいう—ことによって、第三は、商業と製造業とが「農村の住民のあいだに、しだいに秩序とすぐれた統治と、またそれらとともに個人の自由と安全とを導入」³⁰⁾ することによって。この三つのうち、とくにスミスが重視するのは第三の貢献である。これは、いわば封建的大土地所有制の解体であって、スミスの説明はつぎのとおりである。

まず「外国商業も、どんな比較的上質の製造業もない国」では、大土地所有者は、かれの土地の剰余生産物とひきかえに購入するものがないから「そのすべてを家庭における田舎風のもてなしに消費する。」つまり、それで多くの従者や寄生者を扶養している。扶養されている者は、「かれらの維持費とひきかえにあたる等価物を」³¹⁾ もたないから大土地所有者に従属せざるをえず、その点では土地占有者も同様である。土地占有者が支払っていた地代は、保有地の大きさにふさわしくなく低かったので、かれらを事実上それぞれの土地で扶養されている者とスミスはみなしているのである。

ところが、外国商業と製造業が発生すると、それらは「大土地所有者に、かれらの土地の剰余生産物と交換できて、借地人または従者とわかちあわず自分で消費することができる」³²⁾ ものを提供した、とスミスはいう。つまり、すべてのものをできるだけ自分だけで使いたい、というのが「人類の主人たちのいやしい原則」であったから、地代収入の全部を自分だけで使える奢侈品にこそぎこむようになった、というわけである。そうすると従者＝封建家臣団は解体されざるをえず、借地人の一部も「当時における耕作と改良との不完全な状態におうじて耕作に必要な人数に減ら」³³⁾ された。こうして「あらゆる虚栄心のうち、もっとも子供じみた」³⁴⁾ もののために、封建的大土地所有者は、権力と権威を手放したのである。そして、奢侈がいっそう増大すると、大土地所有者は、借地人に地代のひきあげを要求したが、これは、

30) *Ibid.*, p. 119. 水田訳, 〈上〉, 342 ページ。内大・松川訳, (二), 476 ページ。

31) このパラグラフの引用はすべて *Ibid.*, p. 119. 水田訳, 〈上〉, 343 ページ。大内・松川訳, (二), 476-477 ページ。

32) *Ibid.*, p. 125. 水田訳, 〈上〉, 345-346 ページ。大内・松川訳, (二), 483-484 ページ。

33) *Ibid.*, p. 127. 水田訳, 〈上〉, 347 ページ。大内・松川訳, (二), 487 ページ。

34) *Ibid.*, pp. 125-126. 水田訳, 〈上〉, 346 ページ。大内・松川訳, (二), 484 ページ。

26) *Ibid.*, p. 112. 水田訳, 〈上〉, 339 ページ。大内・松川訳, (二), 468 ページ。

27) *Ibid.*, p. 113. 水田訳, 〈上〉, 339 ページ。大内・松川訳, (二), 469 ページ。

28) *Ibid.*, p. 114. 水田訳, 〈上〉, 340 ページ。大内・松川訳, (二), 471 ページ。

29) *Ibid.*, pp. 115-116. 水田訳, 〈上〉, 340-341 ページ。大内・松川訳, (二), 476 ページ。

長期借地契約とひきかえにのみ借地人に認められた。封建的大土地所有制、つまり封建的支配の解体についてのスミスの説明は、以上のとおりである³⁵⁾。

ところで、以上のようにして封建領主はたんなる地主になり、借地人は独立かつ自由になったのであるが、スミスによれば、この過程は、「都市の商業と製造業とが、農村の改良と耕作の結果ではなく、原因および誘因」となっており「ものごとの自然の経過の逆であるから必然的にのろく、また不確実である。」³⁶⁾ さきにみた「農業の子孫」たる製造業も結局はこの過程の結果としてでてきたものなのである。「自然の経過の逆」を生じさせたものを、スミスが、封建的大土地所有制であった、としていることは、いまや明白であろう。それでは、現状はどうであろうか？ スミスは、ヨーロッパ諸国の「のろい進歩」を北アメリカ植民地の「急速な前進」と比較せよ、としてつぎのように論じているのである。

「ヨーロッパにおいては、長子相続法およびさまざまな種類の永久所有権が大領地の分割を妨げ、そのことにより小土地所有者の増加を妨害している。」したがって土地市場への供給が少く、土地価格がひじょうに高くて「土地を購入することは、ヨーロッパのどこでも小資本のもっとも不利益な使用」になっている。「その反対に北アメリカにおいては、50～60 ポンドが植民農園をはじめるのに十分な資財であることが、しばしばみられる。耕地の購入と改良とが、そこでは最大の資本にとっても最小の資本にとっても、等しくもっとも有利な用途であり、その国において獲得しうる財産と名声とのすべてにいたる、一番の近道である。」³⁷⁾

すでに前節でみたように、スミスは、第二篇第五章の

末尾で、資本投下が自然的順序でおこなわれないのは、農業が有利な投資対象になっていないからだ、としていた。第三篇第一章では、その理由として土地が容易にえられないことをあげていた。いまや歴史的検討を終えた第三篇の終りにおいて、土地が容易にえられないのは、封建的大土地所有制のもとで成立した長子相続制などによる土地独占の継続である、という具体的な規定があたえられたのである。それでは、スミスは、土地分割による小土地所有者の造出を主張するのだろうか？

たしかにスミスは、土地が平等に分割して相続されるようになれば、土地市場への供給も豊富になって土地価格もさがり、小資本で土地を購入することが容易かつ有利になるだろう、とのべている。しかし、そうしたことは、おそらくスミスには、完全な自由貿易の実現と同じように「オーシェーナかユートピアがそこにいつか実現されると期待するようにはばかっている」³⁸⁾と考えられたのであろう。転倒したコースを歩んだヨーロッパ諸国のなかでは相対的な優位にたっているイングランドの現状を、スミスは、つぎのように承認するのである。すなわちイギリスの農業保護政策は、立法府のよき意図を示しているが、それよりも「はるかに重要なことは、イングランドの独立自営農民が、法がなしうる最大限に安全独立かつ尊敬すべきものとされていることである。だから長子相続権が存在し、十分の一税を支払い、また法の精神に反するとはいえ永久所有権が若干のばあいには許されている国で、イングランド以上の奨励を農業にあたえる国は存在しない。」³⁹⁾ それでは、スミスは、イギリスの現状を手ばなしで承認してしまうのだろうか？

(佐賀大学教養部)

35) 第三篇については、すでに和田重司氏の論稿(『国富論』における基礎理論と歴史分析)大阪経大論集、第51号)があり、以上の整理は屋上屋を架した感がないでもない。しかし、以上の整理は、資本蓄積と土地所有という、和田氏とはやや異った観点からのものである。

36) *Ibid.*, pp. 130-131. 水田訳, 〈上〉, 349 ページ。大内・松川訳, (二), 491 ページ。

37) このパラグラフの引用はすべて *Ibid.*, pp. 131-132. 水田訳, 〈上〉, 349-350 ページ。大内・松川訳, (二), 491-493 ページ。

38) *Ibid.*, p. 206. 水田訳, 〈上〉, 390 ページ。大内・松川訳, (二), 85 ページ。

39) *Ibid.*, p. 134. 水田訳, 〈上〉, 351 ページ。大内・松川訳, (二), 495 ページ。